

領土取得における抗議と黙認 —尖閣諸島との関連において—

- 1 はじめに
- 2 抗議、黙認、時効
 - (1) 沈黙は黙認に相当
 - (2) 公然性と無知
 - (3) 禁反言の原則
- 3 尖閣諸島問題への含意
- 4 おわりに



三好 正弘
(愛知大学名誉教授)

1 はじめに

本誌『島嶼研究ジャーナル』第3巻1号の「尖閣諸島周辺海域における執行管轄権の行使について」と題する論説において、筆者は付随的に、中国の当該島嶼に対する領土主権の主張が国際法上根拠のないことを論じる機会があった。その際に、筆者はごく簡単に、日本の1895年の閣議決定による当該島嶼の日本領編入に対して中国が抗議を怠り4分の3世紀後の1970年代になって突如領土主権を主張し始めたことを指摘し、この時期遅れの抗議は国際法上意味をなさず、この長期間の抗議の欠如は禁反言の原則によりもはや中国に領土主権の主張を許さないと論じた。

その論旨を今回は領土権原 (title to territory) 取得に関する国際法一般の観点から敷衍してより詳しく展開し、それを改めて尖閣諸島の帰属問題に当てはめて論じてみようと思う¹。具体的には、国際法において抗

1 2012年9月筆者は台北にて台湾中央研究院主催の「東アジア海域の地理的成物と海洋法 (Geographical Features in the East Asian Seas and the Law of the Sea)」なる国際セミナーにおいて、「領域権原取得における抗議と黙認に関する若干の考察：東アジア海域における領域主張への含意 (Some Thoughts on Protest and Acquiescence in the Acquisition of Title to Territory: Implications for Territorial Claims in the East Asian Seas)」と題する報告を行った。本稿はその報告の尖閣諸島関係の部分に若干の補正を施した再考察である。

議はいかなる意味を持つか、その欠如すなわち沈黙は何を意味するか、領土領有の事実が公然のものかどうか、公然とはどの程度知られていることを要するのか、公然のために領有国は何を為さねばならないか、問題の領有事実を第三国が知らない場合はその国の責任か、といった諸点を検討する。

2 抗議、黙認、時効

国家間関係において、領土権原の取得はいくつかの要因によって規定される。領有を主張する国家がその主張を歴史的根拠に基づいて行うときは、その主張に対して一定の期間が経過する間に抗議がなされたか否か、その抗議が問題の権原の確立を妨げなかったかどうかという問題が生ずる。国家は、自己に損害を与えるか又は不利益な効果を及ぼすような事態に直面すると、一種直観的な措置として抗議するものであり、領土権原の取得過程においては、抗議が重要な妨害要因として取り上げられて不思議はない。実際、国家間関係では、抗議国は抗議の対象となる行為の合法性を認めないということを知らしめるために、公式の反対の意思表示として抗議をするのであり、抗議の対象たる行為が創り出し又は創り出す虞のある事態を黙認しないと、且つそのような行為に対して自国の権利を放棄する意思のないことを知らしめるのである²。抗議は、一般的に国際法専門家によって、時効による権原 (prescriptive title) 又は歴史的権原 (historic title) が成熟するのを妨げる手段として受け入れられてきている³。

ここで次の議論に移る前に、「時効 (prescription)」と「先占 (occupation)」について一言技術的な区別を示しておくのが適当かと思われる。時効は他の国家が問題となる領土に対して権原を有することを前提とし、後の一定期間内にこれを対抗的に取得することであるのに対し、先占は「無主地 (terra nullius)」に関して生ずることである。時効においては領土を奪われる側の国家の黙認がその過程の本質であるが、無主地の先占は

2 MacGibbon, I. C., "Some Observations on the Part of Protest in International Law", *The British Year Book of International Law*, Vol. 30 (1953), p. 298.

3 MacGibbon は Emmerich de Vattel, Charles Cheyney Hyde, Gilbert Gidel などの学説を引いて説明をしている。Ibid., p. 307.

直ちに権原取得に繋がり、全世界にたいして対抗力を有することになる⁴。ただし、これら二つの領土権原取得様式にはある種の類似性、とくに実体を与えるために要する行為について類似性があり、抗議は、領土の取得を妨げる点で決定的ではないにしても重要な役割を果たし得るのである⁵。

(1) 沈黙は黙認に相当

他国家の行為の合法性を黙認することを避けるために抗議することが当然のことと期待される事態において、国家が沈黙を守ることは黙認と解釈される可能性がある。言い換えれば、抗議は黙認を否定する手段である。抗議することは別に義務ではないが、抗議しないことが黙認に相当するような事情の下では、国家の権利を保存するために必要である⁶。確かに、ある種の事情の下で国家が沈黙を守ることは、単に無関心であるか又は何らかの意思表示を自制しているに過ぎないと解釈される余地はあるが⁷、国際法専門家は何らかの形で抗議を行うことの重要性を強調する点でほぼ一致している⁸。

この点に関して若干の国際判例を見ると、1903年の「アラスカ国境事件」仲裁裁判で、合衆国補佐人はこう主張した。「英国がその権利が侵害されるかその虞があると信じたのであれば、この種の主張が問題とされずに経過し、権利又は少なくとも権利を完成させる何らかのものに成長するのを許すのではなく、抗議したであろう。」⁹。また、1922年

4 Jennings, R. Y., *The Acquisition of Territory in International Law* (Manchester: Manchester University Press, 1963), pp. 38, 39.

5 Beckett, W.-E., "Les questions d'intérêt général au point de vue juridique dans la jurisprudence de la Cour permanente de Justice internationale (juillet 1932-juillet 1934)", *Recueil des Cours de l'Académie de Droit international de La Haye*, tome 50 (1934), p. 248 参照。そこで著者は「東部グリーンランドの法的地位事件」では先占を根拠にデンマークに有利な決定がなされ、「バルマス島事件」では時効に基づいてオランダに有利な決定が下されたという。

6 Rousseau, Charles, *Principes généraux du droit international public*, tome 1 (Paris: Éditions A. Pedone, 1944), pp. 149-150.

7 Anzilotti, Dionisio, *Cours de droit international* (traduit en français par Gilbert Gidel) (1929), as quoted in MacGibbon, I. C., "Scope of Acquiescence in International Law", *The British Year Book of International Law*, Vol. 31 (1954), p. 171. 沈黙が同意を含意しない場合について、より詳しくは次節「(2) 公然性と無知」を参照。

8 MacGibbon, loc. cit., supra note 7, pp. 170-171. 著者は Anzilotti, Vervikios, Vattel, McNair, Hyde 等の著作を引いている。

9 *Proceedings of the Alaska Boundary Tribunal*, Vol. 7, p. 868, as quoted in MacGibbon, loc. cit., supra note 2, p. 308.